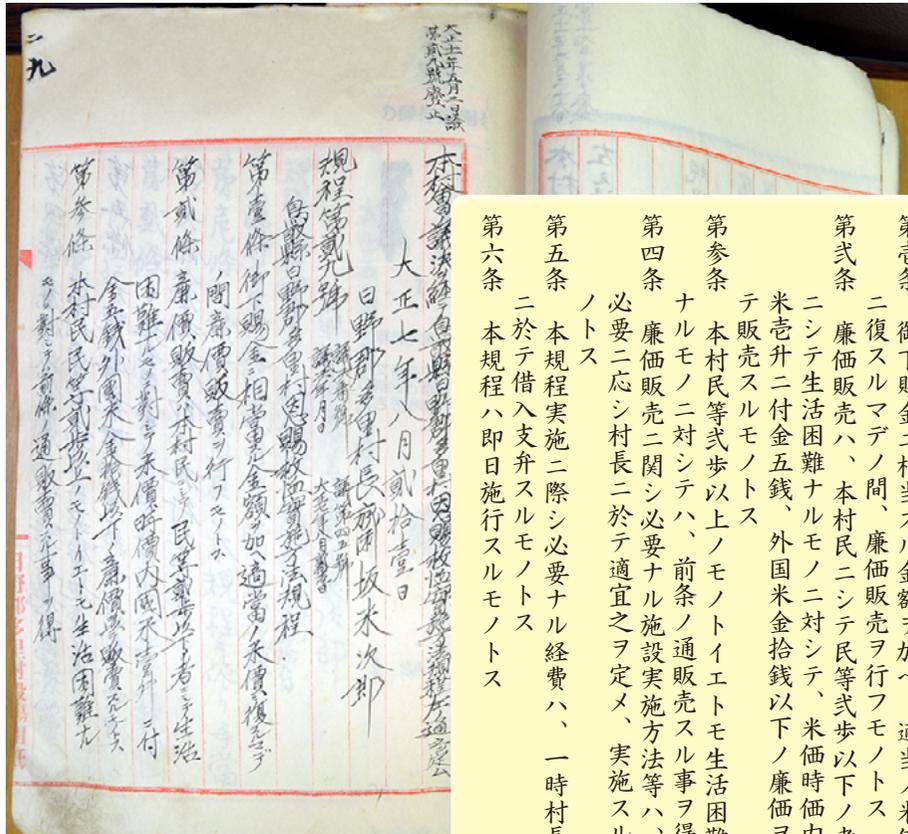


近代

第12章 大正デモクラシーと政党政治 2.大正デモクラシーとワシントン体制 (1) 原内閣の成立

解説

米騒動の影響 — 日野郡多里村 —



鳥取県日野郡多里村恩賜救恤実施方法規程

第壹条 陛下賜金ニ相当スル金額ヲ加へ、適當ノ米価ニ復スルマデノ間、廉価販売ヲ行フモノトス

第貳条 廉価販売ハ、本村民ニシテ民等式歩以下ノ者ニシテ生活困難ナルモノニ対シテ、米価時価内国米壹升ニ付金五銭、外国米金拾銭以下ノ廉価ヲ以テ販売スルモノトス

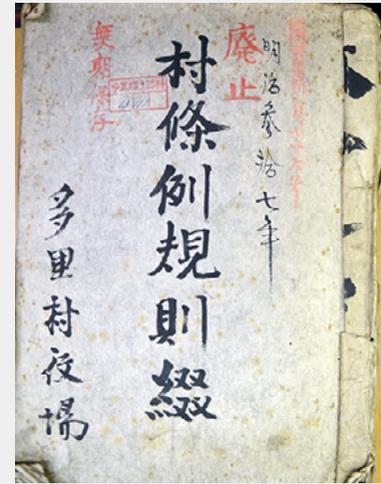
第参条 本村民等式歩以上ノモノトイエトモ生活困難ナルモノニ対シテハ、前条ノ通販売スル事ヲ得

第肆条 廉価販売ニ関シ必要ナル施設実施方法等ハ、必要ニ応ジ村長ニ於テ適宜之ヲ定メ、実施スルモノトス

第五条 本規程実施ニ際シ必要ナル経費ハ、一時村長ニ於テ借入支弁スルモノトス

第六条 本規程ハ即日施行スルモノトス

日野郡恩賜救恤実施方法規程 旧多里村役場資料13-111 写真は2枚とも『明治37年村条例規則綴 多里村役場』(日南町蔵)★



1918(大正7)年夏ごろ、シベリア出兵を前に起こった米騒動は全国に波及し、本県でも鳥取市や東伯郡で紛争が発生している。米の移出県にもかかわらず本県の米価も

全国並みに急騰したが、同年8月10日以降に下がりはじめ、16日には1升あたり30銭くらいまで続落した。とはいえ、放置すればまた高騰する恐れありとして、救済対策ははかられていく。

その方法として、篤志家による米穀金品施与、外米の購入などが郡役所から町村へ通達されたが、資料は米穀の廉価販売実施を定めた日野郡多里村の規程である。

この中の規定では、民等位二歩以下、あるいはそれ以上でも生活に困難なる者は廉価販売の対象とし、時価に対して内国米1升につき5銭、外国米は10銭以下での販売

【意訳】

第一条 下賜金に相当する額を加えながら、米価が適正に戻るまでの間、米の廉価販売を行うこととする

第二条 廉価販売は多里村民であつて民等位数で二歩以下の生活困難者に対して、国産米価一升五銭、輸入米は二銭以下で販売するものとする

第三条 二歩以上の者でも生活困難なものは、前条の通り販売を行う

第四条 廉価販売のために必要な諸方策は、必要に応じて都度村長が決めて実施するものとする

第五条 この規定により必要となる経費は、村長名で一時間借入れをし、それを原資として充てるものとする

第六条 この規定は即日実施する

をするよう定めている。また、この規程の即日施行が盛り込まれ、危機感を帯びて細民救済に取り組む最前線の村行政がうかがえるものである。

(担当：前田孝行)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。